

総合評価方式に係る入札説明書

下記工事の入札を総合評価方式によって実施します。

入札に参加する意向がありましたら、下記により技術資料等を作成し、提出してください。技術資料等を提出せずに行った入札は、無効とします。

また、当該入札に参加するためには、必ず「埼玉県電子入札共同システム」により、参加申込手続きを行ってください。

なお、この入札説明書に記載のない事項は、「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン（Ver. 21）」（以下「ガイドライン」という。）の記載によります。ただし、入札説明書とガイドラインの記載が異なる場合は、入札説明書の記載を優先します。

記

1 工事の概要

入札対象工事

- (1) 工 事 名 総実加) 緊急浚渫推進工事(姫宮落川外・河道整備工)
- (2) 工 事 場 所 一級河川姫宮落川外／白岡市新白岡地内外
- (3) 工 事 業 種 とび・土工工事業

2 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価方式の型（ガイドラインP7参照）

簡易型（実績重視型）

- (2) 採点方式（ガイドラインP9参照）

自己採点方式

- (3) 評価値の算出方法（ガイドラインP51参照）

加算方式

- (4) 見なし評価（ガイドラインP53参照）

適用します。

- (5) 1／3失格基準（ガイドラインP53参照）

適用しません。

- (6) 評価の方法

ア 落札候補者が提出した技術資料の評価は、様式に記入された内容を添付資料及び各種データ等により確認して採点します。

イ 様式には必要事項を必ず記入してください。提出資料（該当する様式及び添付資料）に不備のあった評価項目は、評価対象外となる場合があります。

ウ 各様式の添付資料は、様式に記入した内容に対応する資料のみを添付してください。

エ 配置予定技術者は、候補者を3名まで挙げることができます。この場合、各候補者に対して、該当する「配置予定技術者の技術能力」の評価項目の提出資料を提出してください。評価は、候補者ごとに「配置予定技術者の技術能力」の評価項目に関する合計点を算出し、このうち最も低い者の得点で行います。

オ 技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとします。また、合併した企業の評価は、合併以前のすべての企業の実績を引き継ぐものとして評価します。

カ 分社化した後の企業の施工実績については、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿登録時に、分社化前の企業から実績の承継が認められているものを評価の対象とします。

キ 提出した「自己採点申請書」と落札候補者通知時に提出した「兼落札候補者用提出書」の記述が異なる場合には、先に提出した「自己採点申請書」の記述を優先します。

ク 各評価項目の評価点は「自己採点申請書」による値と上記アにより採点した値を比較して、低い方の値とします。

ケ 令和元年度とは、平成31年4月1日～令和2年3月31日とします。

(7) 不適正な事項に対する措置について（ガイドラインP52参照）

ガイドラインのとおり。

(8) 落札者（落札候補者）の決定方法（ガイドラインP54参照）

ガイドラインのとおり。

(9) 配置予定技術者の配置不可通知（ガイドラインP55参照）

ガイドラインのとおり。

(10) 技術資料の内容の不履行について（ガイドラインP58参照）

ガイドラインのとおり。

(11) 技術資料の虚偽記載について（ガイドラインP58参照）

ガイドラインのとおり。

(12) 不服の申出について（ガイドラインP59参照）

ガイドラインのとおり。

3 技術資料等の提出

≪『自己採点申請書』の提出≫

(1) 提出内容

ア すべての入札参加者が提出してください。

イ 「自己採点申請書兼入札金額見積内訳書」の電子データを提出してください。

(2) 自己採点申請書

ア 様式は「入札情報公開システム」の「発注情報」にある添付ファイル「自己採点申請書兼入札金額見積内訳書」を使用してください。（日付入力不要、押印不要）

イ 評価基準、配点に基づく自社の申告点を正確に記入してください。なお、申告点欄が空白の場合や、配点以外の申告点の記入があった場合には、その項目を「0点」として扱います。

ウ 応札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。

エ 「自己採点申請書」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

(3) 提出期限及び提出方法

ア 応札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書」を、原則として、「埼玉県電子入札共同システム」により提出してください。

イ やむを得ず、埼玉県公共工事等電子入札運用基準9「紙入札について」の承認を得た者は、自己採点申請書を入札公告に示す入札書提出期間内に持参してください（期間内必着）。

《『兼落札候補者用提出書』及び『技術資料』の提出》

(1) 提出者

落札候補者通知を受けた者のみが提出してください。

(2) 提出内容

ア 提出書類は、次の(ア)～(イ)の電子データを電子メール又はファイル転送サービス(以下「電子メール等」という。)により提出するか、電子データを書き込んだ「電子媒体(CD-R)」を郵送、信書便又は持参により提出してください。(別紙1参照)。

なお、やむを得ない理由で「電子データによる提出」ができない場合は、「紙媒体を郵送、信書便又は持参により提出」した場合も有効として扱います。

(ア) 兼落札候補者用提出書

(イ) 技術資料

イ 「電子媒体」のラベルには、次の事項を記載してください。

- ・「工事名」
- ・「工事場所」
- ・「入札参加者名」
- ・「ウイルスチェックに関する情報(対策ソフト名とバージョン、チェック年月日)」

(3) 兼落札候補者用提出書

ア 自己採点申請時に提出した「自己採点申請書」データに日付を入力し、「兼落札候補者用提出書」として提出してください。(押印不要)

イ 自己採点申請時に作成した「自己採点申請書」の原本の評価項目、配点、自己採点の点数等に変更しないでください。

ウ 「兼落札候補者用提出書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。

エ 「兼落札候補者用提出書」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

(4) 技術資料

様式は、県ホームページからダウンロードしてください。 (「9 情報入手」参照)

(5) 提出先

埼玉県杉戸県土整備事務所 河川担当

〒345-0036

住 所 北葛飾郡杉戸町杉戸432

TEL 0480-34-2381

メールアドレス g342381b@pref.saitama.lg.jp

(6) 提出期限

落札候補者通知書に記載します。

4 ヒアリング

実施しません。

5 落札者の決定通知

落札者の決定は、「埼玉県電子入札共同システム」にて通知します。

入札情報公開システムの技術評価点と評価値については、落札者及び評価を行った者については評価後の値、それ以外の者は自己採点申請書に基づく値となります。

6 評価状況に関する情報提供（ガイドラインP60参照）

ガイドラインのとおり。

7 契約書作成に伴う技術資料の追加提出（紙媒体で提出した場合）

契約書を2部作成するに当たり、技術資料のうち、「様式」及び「履行確認を行う評価項目の添付書類」が必要となります。落札者は決定通知後、発注者の指示により速やかに当該資料を紙媒体で2部追加提出してください。

8 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出された技術資料は、返却いたしません。
- (4) 技術資料提出後に技術資料の追加・修正は、認めません。
- (5) 提出された「電子データ」については、受付担当課所（発注課所）が確認を行い、何らかの原因で読み込み不可能な場合や必要な電子データの一部が不鮮明な場合などは、再提出を求める場合があります（その際の再提出方法は、発注課所の指示に従ってください。）。
再提出を求めた期限までに再提出されない場合は、評価項目の全部又は一部を評価しません。
- (6) 提出する「電子データ」は、提出日直近の最新バージョンで、必ず「ウイルスチェック」を行ってください。
- (7) 提出された「電子媒体」に書き込みの形跡がない場合など、不誠実であるときは失格とする場合があります。
- (8) 「電子データ」の各ファイル名は、別紙1を参照してください。
なお、電子メール等で提出する場合は、それぞれのファイルをZIP形式で1つにまとめてください。ファイル名は、「【兼落札候補者用提出書等】〇〇建設（××工事）.zip」としてください。
- (9) やむを得ない理由で「電子データ」ではなく「紙媒体」により提出する場合は、A4判としてください。「落札候補者用提出書（押印不要）」を1頁とした「通し番号」を付するとともに、全頁数（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）を表示してください。また、袋綴じ・ホッチキス止め等はせずに、ダブルクリップ等で束ねて提出してください。
- (10) 「電子データ」と「紙媒体」による資料の両方が同時に提出された場合には、「電子データ」による提出資料により評価します。各種「電子データ」と「紙媒体」による資料のうち複数種が別々に提出された場合には、先に収受した提出資料により評価します。

9 情報入手

- (1) 提出書類の様式及びガイドライン等は、適宜変更することがありますので、県建設管理課の総合評価方式トップページ「【工事】ガイドライン・様式集等」でガイドラインのバージョンを確認の上、適切な様式を使用してください。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html>)

- (2) 技術資料の作成に当たっては「技術資料作成の手引き」を参照してください。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-shiryou.html>)

- (3) その他の入札・契約事務関係については、総務部入札課のホームページ「入札・契約事務関係例規集（建設工事等）」を参照してください。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>)

10 評価基準及び提出資料

次表に挙げる①は必ず提出してください。

① 社 名 情 報	平成28年4月1日以降において、社名変更、会社の合併、分社の有無を記入してください。有りの場合、必要事項を記入してください。	
	提出 資料	1 様式（社名情報）
		2 添付資料 社名変更、会社の合併、分社の有りが確認できる書類（登記簿の写しなど）

注）様式「配置予定技術者一覧表」の提出は不要です。

また、配置予定技術者の評価項目がないことから、総合評価特記仕様書第4条（配置する技術者）の適用ありません。

ア 企業の技術能力

ア（ア）工事成績評定【 2.0点】 対象業種（とび・土工事業）

評価基準・配点	県発注工事の令和6年度～令和7年度の平均点が82.0点以上。	2.0点
	県発注工事の令和6年度～令和7年度の平均点が81.6点以上82.0点未満。	1.9点
	県発注工事の令和6年度～令和7年度の平均点が81.2点以上81.6点未満。	1.8点
	県発注工事の令和6年度～令和7年度の平均点が80.8点以上81.2点未満。	1.7点
	県発注工事の令和6年度～令和7年度の平均点が80.4点以上80.8点未満。	1.6点
	県発注工事の令和6年度～令和7年度の平均点が80.0点以上80.4点未満。	1.5点
	県発注工事の令和6年度～令和7年度の平均点が79.6点以上80.0点未満。	1.4点
	県発注工事の令和6年度～令和7年度の平均点が79.2点以上79.6点未満。	1.3点
	県発注工事の令和6年度～令和7年度の平均点が78.8点以上79.2点未満。	1.2点
	県発注工事の令和6年度～令和7年度の平均点が78.4点以上78.8点未満。	1.1点
	県発注工事の令和6年度～令和7年度の平均点が78.0点以上78.4点未満。	1.0点
	上記のいずれにも該当しない、又は実績がない。	0点
提出資料	1 様式ア（ア） 注1）自社の工事成績を県建設管理課の総合評価方式トップページ「データ集」で公表されている「埼玉県発注工事 工事成績評定等一覧」で確認してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html 注2）評価対象期間内に「完成年月日」が属する工事が対象です。 注3）JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注4）工事成績評定の平均点の算出において、小数点第2位以下の端数が生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てて評価します。	
	2 添付資料 ① JVでの実績の場合は、代表構成員であることがわかる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）。 ② 自社が認識している工事成績と県建設管理課のホームページで公表されている「埼玉県発注工事 工事成績評定等一覧」のデータに違いがある場合は、「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」等の写し。	

イ 企業の社会的貢献度

イ（ア）災害防止活動等の協定【 /2.0点】

評価基準・配点	県機関等と協定（災害時における応急対策業務に関する細目協定）を締結し、災害防止活動等への協力体制を整えている。	杉戸県土整備事務所管内に本店又は主たる営業所を置いている。	2.0 点
		上記以外。	1.0 点
	上記に該当しない。		0 点
提出資料	1 様式イ（ア） 注1）入札公告日時点において当該協定等の締結の有無を評価します。なお、国又は市町村との協定（協力体制）は評価対象としません。 注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。		
	2 添付資料 ① 自社が加入している団体が協定を締結している場合 当該団体が発行する、入札公告日時点において、自社が当該協定の適用となる者であることの証明書（経営事項審査用の防災協定締結証明書等）の写し。ただし、 <u>令和7年度以降</u> に発行されたもの。 注1）上記証明書以外は加点の対象としません。 注2）審査基準日および証明日が入札公告日を過ぎている場合、当該協定等が入札公告日時点において締結されていることがわかるものを併せて添付してください。 ② 企業単体で協定等を締結している場合 当該協定書（登録証等を含む）の写し。		

イ（イ）災害防止活動等の実績【／2.0点】（地域担手型・実績重視型に適用）

評価基準・配点	令和6年度～令和7年度に下記の活動を2件以上行った。 ・ 杉戸県土整備事務所の求めによる災害防止活動等。 ・ 国土交通省との協定又は求めによる、杉戸県土整備事務所管内での災害防止活動等。	2.0 点													
	令和6年度～令和7年度に下記のいずれかの活動を1件行った。 ・ 杉戸県土整備事務所の求めによる災害防止活動等。 ・ 国土交通省との協定又は求めによる、杉戸県土整備事務所管内での災害防止活動等。	1.0 点													
	上記のいずれにも該当しない。	0 点													
提出資料	1 様式イ（イ） 注1）該当する災害防止活動等の実績のうち、代表的なものを最大2件提出してください。 注2）評価対象となる災害防止活動等は、ガイドライン23ページ【補則】のうち、本案件の評価基準に適合する実績とします。 注3）市町村の求めによる活動実績は評価しません。 注4）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注5）活動期間が2年度に跨る場合は、活動初日の属する年度で評価します。														
	2 添付資料 下表のとおり、該当する証明書類を添付してください。 <table><tr><th colspan="2">災害防止活動等</th><th>添付する証明書類</th></tr><tr><td>①県機関等の要請</td><td>地震、風水害、降雪、降灰に伴う災害防止活動</td><td rowspan="5">(1)</td></tr><tr><td>②県土整備部及び都市整備部の機関の要請</td><td rowspan="4">ガイドラインに定める緊急時に行う活動</td></tr><tr><td>③農林部の機関の要請</td></tr><tr><td>④企業局の機関の要請</td></tr><tr><td>⑤下水道局の機関の要請</td></tr><tr><td>⑥国土交通省との協定又は求めによる災害防止活動</td><td></td><td>(2)</td></tr></table> (1) 活動を要請した機関が交付した「災害防止活動認定書」の写し 注1）「災害防止活動認定書」の様式を県建設管理課の総合評価方式トップページ「ガイドライン・様式集等（総合評価方式）」からダウンロードし、活動を要請した機関に認定書を交付するよう請求してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-shiryou.html (2) 協定に基づく活動の場合、次の書類すべて ア 国土交通省との協定書の写し イ 協会等の団体に所属している証明書（所属協会等が地方整備局と協定を結んでいる場合）の写し ウ 契約書等の写し (3) 求めによる活動の場合、国土交通省の証明書等により、評価します。		災害防止活動等		添付する証明書類	①県機関等の要請	地震、風水害、降雪、降灰に伴う災害防止活動	(1)	②県土整備部及び都市整備部の機関の要請	ガイドラインに定める緊急時に行う活動	③農林部の機関の要請	④企業局の機関の要請	⑤下水道局の機関の要請	⑥国土交通省との協定又は求めによる災害防止活動	
災害防止活動等		添付する証明書類													
①県機関等の要請	地震、風水害、降雪、降灰に伴う災害防止活動	(1)													
②県土整備部及び都市整備部の機関の要請	ガイドラインに定める緊急時に行う活動														
③農林部の機関の要請															
④企業局の機関の要請															
⑤下水道局の機関の要請															
⑥国土交通省との協定又は求めによる災害防止活動		(2)													

カ 企業倫理や信頼性等（減点項目）

カ（ア）入札契約に関する不当な強要行為等【 〃-1.0～-6.0点】

評価 基準 ・ 配点	令和7年度～公告日までの期間に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0～ -6.0点
	上記に該当しない。	0点
提出 資料	1 様式カ（ア）～（ウ）	
	2 添付資料 なし	

カ（イ）総合評価の不履行【 〃-1.0点】

評価 基準 ・ 配点	令和7年度～公告日までの期間に県が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。（下記の場合を除く）	-1.0点
	令和7年度～公告日までの期間に県が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の死亡など、真にやむを得ない理由により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-0.5点
	上記のいずれにも該当しない。	0点
提出 資料	1 様式カ（ア）～（ウ）	
	2 添付資料 なし	

カ（ウ）カ（ア）カ（イ）に該当しない入札参加停止措置【 〃-1.0点】

評価 基準 ・ 配点	カ（ア）カ（イ）に該当せず、 <u>令和7年度～公告日までの期間</u> に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0 点
	上記に該当しない。	0 点
提出 資料	1 様式カ（ア）～（ウ）	
	2 添付資料 なし	

カ（ア）～（ウ）注意事項

- 注1 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、「失格」とします。
- 注2 複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算します。
- 注3 入札参加停止措置、入札参加除外措置は、措置を受けた日（期間の始まるの日）で判断します。
- 注4 入札契約に関する不当な強要行為等とは、次の（Ａ）～（Ｆ）の行為のことをいいます。
- （Ａ）入札契約に関する不当な強要行為
 - （Ｂ）過積載による法令違反
 - （Ｃ）ディーゼル不適合車の使用による法令違反
 - （Ｄ）不正軽油の使用による法令違反
 - （Ｅ）死亡事故
 - （Ｆ）暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外
- 注5 評価項目カ（ア）「入札契約に関する不当な強要行為等」については注4の（Ａ）～（Ｆ）の行為により、入札参加停止措置を受けた数に配点（-1.0 点）を乗じた点数の合計を減点します（最大：-6.0 点）。
- （（Ａ）～（Ｆ）の行為のうち、同一の行為により複数回の入札参加停止措置を受けた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しません。）
- 注6 評価項目カ（イ）「総合評価の不履行」については、受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項のうち、複数の不履行が生じた場合は、重複評価し減点を合算します。ただし、同一事項の不履行が複数回生じた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しません。
- なお、技術者の配置に関する事項の不履行については、不履行が複数回生じた場合でも重複評価せず、減点の大きいもののみを採用し、減点します。
- 注7 真にやむを得ない理由とは、ガイドライン P25「配置技術者の途中交代について」のとおりです。
- 注8 評価項目カ（ウ）の「カ（ア）、カ（イ）に該当しない入札参加停止措置」については、当該評価項目に該当する事項が複数回生じた場合の措置は、重複評価せず減点を合算しません。

ケ 企業の地域精通度

ケ（ア）地理的条件【 /2.0点】

評価基準・配点	本店又は主たる営業所の所在地が 杉戸県土整備事務所管内 である。	2.0点
	上記のいずれにも該当しない。	0点
提出資料	なし。 注1）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	

ス その他

ス(ウ) 手持ち工事量【 /2.0点】

評価基準・配点	県発注工事（業種：とび・土工）の手持ち工事件数比率が0.2未満、または令和5年度～令和7年度及び令和8年度の契約がない。	2.0点
	県発注工事（業種：とび・土工）の手持ち工事件数比率0.2以上0.4未満。	1.6点
	県発注工事（業種：とび・土工）の手持ち工事件数比率が0.4以上0.6未満。	1.2点
	県発注工事（業種：とび・土工）の手持ち工事件数比率が0.6以上0.8未満。	0.8点
	県発注工事（業種：とび・土工）の手持ち工事件数比率が0.8以上1未満。	0.4点
	県発注工事（業種：とび・土工）の手持ち工事件数比率が1以上、または令和8年度の契約がありかつ令和5年度～令和7年度の契約がない。	0点
提出資料	1 様式ス(ウ) 注1) 手持ち工事の対象とする工事件数は、当初契約額（税込）500万円以上（単価契約については契約総額とし執行予定額による）の工事契約とし、コリンズに登録されたデータを用いて集計します。 「件名」「契約工期」「発注機関名」「受注形態」欄はコリンズと同様に記入してください。コリンズ検索システムで出力したデータを貼り付けても構いません。 企業単体の受注実績には、共同企業体としての実績も含むものとします。（共同企業体での受注実績は、全ての構成員に対して1件の工事件数として扱います。 共同企業体として当該工事入札に参加する場合の手持ち工事件数比率の算出には、構成員の中で受注件数が一番少ない企業の受注実績を採用します。 注2) 手持ち工事件数比率について $\text{手持ち工事件数比率} = (\text{令和8年度工事件数}) \div \{ (\text{令和5年度工事件数}) + (\text{令和6年度工事件数}) + (\text{令和7年度工事件数}) \} \div 3$ 各年度の工事件数は、<u>当該業種での工事件数の合計</u>とします。 令和8年度の工事件数は、県が発注し、令和8年4月1日から本工事の公告日までに契約した工事件数とします。ただし、本工事の公告日が令和9年4、5、6月の場合は、令和9年3月31日までに契約した工事件数とします。 債務負担行為に基づく契約は、当初契約年度の契約件数として扱います。 注3) 提出様式各記入欄への記入方法について 「①当該年度工事件数の合計算出」の対象工事 <u>令和8年度に当初契約した工事。</u> 「②過去3年度間工事件数の平均算出」の対象工事 <u>令和5年度～令和7年度に当初契約した工事。（繰越工事を含む。）</u> <u>令和5年度～令和7年度が当初契約年度となる債務負担行為に基づく契約。</u> 「③手持ち工事件数比率の算出」 ①の工事件数合計および②の工事件数合計を記入。 ※比率は自動計算されます。小数点第2位以下の端数は切り捨てられます。 「手持ち工事件数比率が1以上」または「当該年度の契約がありかつ過去3年度間の契約がない」場合、「①当該年度工事件数の合計算出」及び「②過去3年度間工事件数の平均算出」については記入不要です。	
	2 添付資料	なし

自己採点方式

『兼落札候補者用提出書』及び『技術資料』の
提出イメージ

《落札候補者のみが提出》

電子媒体（CD-R）



CD-R

必ず提出	Excel	兼落札候補者用提出書
	Excel	共通提出資料・技術資料様式
必要に応じて 提出	PDF	【添付資料】イ(ア)災害防止活動等の協定
	PDF	【添付資料】イ(イ)災害防止活動等の実績
	PDF	【添付資料】コ(ア)企業の社会的貢献の実績
	PDF	【添付資料】コ(ウ)障害者雇用
	PDF	【添付資料】サ(ア)就業体験及び現場見学会等の実績
		・
		・
		・

注1) 添付資料のファイル名（全角）
⇒ 【添付資料】＋ 評価項目

注1) 技術資料提出様式(Excel)にコピー＆ペースト用のファイル名があるのでご活用ください。